

総務専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	18	18-1	総務	町名・字名の取扱い	2	佐久市と臼田町にて同一の字名が存在し、地番も重複している。	町字の区域については、合併時、現行どおりとする。 名称については、原則として現行の町字名を基本に調整する。	○各市町村の町字の名称については、その地域の文化や歴史的背景を考慮するなかで、原則として、現行の町字の名称を基本に調整するものとし、変更については住民生活への影響を考慮し、必要最小限とする。 ○浅科村において、八幡区長から「八幡区地番整備実施申請願いが提出され、議会において採択されている。合併後、新市において実施に向けて検討する。
2	27	010101010402	総務	市町村章	3	4市町村においてそれぞれ制定されている。	引続き検討を行ない、新市において制定する。	新市章の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら検討し、制定する。
3	27	010101010403	総務	市町村シンボル(花・木・魚)	4	4市町村のシンボルに違いがある。	引続き検討を行ない、新市において制定する。	公募または制定委員会等により検討し、制定する。
4	27	010101010404	総務	市町村歌	5	佐久市が単独で制定している。	引続き検討を行ない、新市において制定する。	新市歌の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら現在の市歌も含め検討し、制定する。 (佐久市歌の歌詞は新市として内容に問題ない。) 町村の愛唱歌は地域の歌として存続する。
5	28-1	28-1-1	総務	非常勤特別職報酬(選挙事務)	6	4市町村で定めているが、報酬額に差異がある。	合併時、新市において報酬額を統一する。	○報酬額は国の執行経費に準ずる。 ○職名は公職選挙法による。 <報酬額(月額)> 選挙長 10,700円 投票所の投票管理者 12,700円 期日前投票所の投票管理者 11,200円 開票管理者 10,700円 投票所の投票立会人 10,800円 期日前投票所の投票立会人 9,600円 開票立会人 8,900円 選挙立会人 8,900円
6	28-1	28-1-2	人事	非常勤特別職報酬(各種審議会委員等)	7	4市町村で定めているが、報酬額に差異がある。	合併時、月額6,500円を基本(半日の場合は、3,250円)とする。 なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ、見直しを行う	
7	28-1	010107020116	消防 防災	消防団員報酬	8	職名及び報酬に差異がある。	合併時、職名及び報酬額を統一して実施する。 なお、合併後、特別職報酬等審議会の協議に準じ、見直しを行う	職名の区分は、消防組織法及び消防基金の階級に基づく。 ○職名及び報酬額(月額) 団長 195,000円 副団長 130,500円 分団長 92,400円 副分団長 56,000円 部長 44,300円 班長 26,600円 団員 17,900円

* 各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。